

食品安全委員会第1001回会合議事録

1. 日時 令和7年10月28日（火） 14：00～14：18

2. 場所 大会議室

3. 議事

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・農薬 5品目

（農林水産省からの説明）

インダノファン

トルクロホスメチル

フェントラザミド

（消費者庁からの説明）

インダノファン

トルクロホスメチル

フェントラザミド

フェンメゾジチアズ

フロリルピコキサミド

(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

・遺伝子組換え食品等「チョウ目害虫抵抗性ワタMON15947系統」に係る食品健康影響評価について

(3) その他

4. 出席者

(委員)

山本委員長、浅野委員、祖父江委員、頭金委員、小島委員、杉山委員、松永委員

(説明者)

農林水産省 石岡農産安全管理課長

消費者庁 境残留農薬等基準審査室長

(事務局)

中事務局長、前間事務局次長、藤田総務課長、井本評価第一課長、

古田評価第二課長、楠川情報・勸告広報課長、横山農薬評価室長、

澁岡評価情報分析官、蟹江評価調整官

5. 配付資料

- 資料 1-1 食品健康影響評価について<インダノファン>
- 資料 1-2 食品健康影響評価について<トルクロホスメチル>
- 資料 1-3 食品健康影響評価について<フェントラザミド>
- 資料 1-4 「インダノファン」、「トルクロホスメチル」及び「フェントラザミド」の食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第3項の規定に基づく食品健康影響評価について
- 資料 1-5 食品健康影響評価について<インダノファン>
- 資料 1-6 食品健康影響評価について<トルクロホスメチル>
- 資料 1-7 食品健康影響評価について<フェントラザミド>
- 資料 1-8 食品健康影響評価について<フェンメゾジチアズ>
- 資料 1-9 食品健康影響評価について<フロリルピコキサミド>
- 資料 1-10 食品安全基本法第24条第1項第1号に基づく食品健康影響評価について
- 資料 2 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価の審議結果について<チョウ目害虫抵抗性ワタMON15947系統>
- 資料 3 食品安全委員会の運営について（令和7年7月～令和7年9月）

6. 議事内容

○山本委員長 ただ今から第1001回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は7名の委員が出席です。

また、農林水産省の石岡農産安全管理課長、消費者庁の境残留農薬等基準審査室長に御出席いただいております。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第1001回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いします。

○藤田総務課長 事務局でございます。本日の資料は12点でございます。

資料1-1から1-3までが農薬3品目「インダノファン」、「トルクロホスメチル」、「フェントラザミド」に係る農林水産省からの諮問書「食品健康影響評価について」、資料1-4がこれらに係る農林水産省からの説明資料「『インダノファン』、『トルクロホスメチル』及び『フェントラザミド』の食品安全基本法第24条第3項の規定に基づく食品健康影響評価について」、資料1-5から1-9まで農薬5品目「インダノファン」、「トルクロホスメチル」、「フェントラザミド」、「フェンメゾジチアズ」、「フロリルピコキサミド」に係る消費者庁からの諮問書「食品健康影響評価について」、資料1-10がこ

れらに係る消費者庁からの説明資料「食品安全基本法第24条第1項第1号に基づく食品健康影響評価について」、資料2が「遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価の審議結果について〈チョウ目害虫抵抗性ワタMON15947系統〉」、資料3が「食品安全委員会の運営について（令和7年7月～令和7年9月）」。

以上でございます。不足等ございませんでしょうか。

○山本委員長 続きまして、議事に入る前に、「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○藤田総務課長 事務局におきまして、委員の皆様にご提出いただいた確認書及び現時点での今回の議事に係る追加の該当事項の有無を確認しましたところ、本日の議事について、委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいませんでした。

○山本委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○山本委員長 ありがとうございます。

（1）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○山本委員長 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。

資料1-1から1-3にありますとおり、農林水産大臣から10月22日付で農薬3品目について、資料1-5から1-9にありますとおり、内閣総理大臣から10月22日付で同じ農薬3品目を含む農薬5品目について、それぞれ食品健康影響評価の要請がありました。

それでは、農薬3品目について、農林水産省の石岡農産安全管理課長から説明をお願いいたします。

○石岡農産安全管理課長 農林水産省農産安全管理課長の石岡と申します。よろしく願いいたします。

それでは、資料1-4に基づきまして、説明させていただきます。

今回、食品安全委員会に食品健康影響評価をお願いいたしますものは、農薬の再評価に係る

3つの農薬でございます。農薬の再評価につきましては、この委員会で説明させていただきましたけれども、農薬の安全性を一層向上させるために、登録されている全ての農薬を対象に、最新の科学的知見に基づき、安全性の再評価を行うというものでございます。

本年4月の第981回会合におきまして、再評価スキームの見直しについて御説明させていただきましたけれども、今回の3つの農薬につきましても、当省と消費者庁から同時に食品健康影響評価を要請するものとなります。

それでは、まず1剤目です。めくっていただきまして、今回の3つの農薬のうちの1つ目の「インダノファン」でございます。

これは除草剤でございます。日本では1999年に登録されまして、水稻、小麦などに使用されております。食品安全委員会では2回評価をいただきまして、ADIが設定されているものでございます。

めくっていただきまして、2つ目の「トルクロホスメチル」でございます。

これは殺菌剤でございます。日本では1984年に登録されておまして、りんご、麦類、野菜などに使用されております。食品安全委員会では1回評価いただき、ADI及びARfDが設定されているものとなります。

めくっていただきまして、3つ目の「フェントラザミド」でございますけれども、これは除草剤でございます。日本では2000年に登録され、水稻に使用されているところでございます。食品安全委員会では2回評価をいただき、ADIが設定されておるものでございます。

農林水産省からの説明は以上です。よろしくお願いたします。

○山本委員長 ありがとうございます。

また、同じ農薬3品目を含む農薬5品目について、消費者庁の境残留農薬等基準審査室長から説明をお願いいたします。

○境残留農薬等基準審査室長 消費者庁食品衛生基準審査課残留農薬等基準審査室長の境と申します。

それでは、資料1-10に基づきまして、御説明いたします。

資料1-10の別添1をおめぐりくださいまして、御覧いただければと思います。

1品目めは、農薬「インダノファン」でございます。本件は農林水産省から農薬取締法に基づく再評価に伴う連絡を受け、関係資料を受理したことから、改めて食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途、日本における登録状況につきましては、先ほど農林水産省から御説明しましたので、省略させていただきます。

国際機関、海外の状況でございますが、JMPRにおいて毒性評価はなされておらず、国際基準は設定されておられません。諸外国では、米国、カナダ、欧州、豪州及びニュージーラ

ンドにおいて基準値は設定されておられません。

食品安全委員会では、これまで2回評価をいただいております、ADIは0.0035 mg/kg 体重/日と設定されております。

続きまして、2品目めは農薬「トルクロホスメチル」でございます。本件は、農林水産省から農薬取締法に基づく再評価に伴う連絡を受け、関係資料を受理したことから、改めて食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途、日本における登録状況につきましては、先ほど農林水産省から御説明いたしましたので、省略いたします。

国際機関、海外の状況でございますが、JMPRにおいて毒性評価がなされており、国際基準はばれいしょ、レタスなどに設定されております。諸外国では、欧州、豪州でばれいしょ、レタスなどに基準値が設定されております。

食品安全委員会では、これまで1回評価をいただいております、ADIは0.064 mg/kg 体重/日、ARfDは0.13 mg/kg 体重と設定されております。

続きまして、3品目めです。農薬「フェントラザミド」でございます。本件は、農林水産省から農薬取締法に基づく再評価に伴う連絡を受け、関係資料を受理したことから、改めて食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途、日本における登録状況につきましては、先ほど農林水産省から御説明いたしましたので、省略させていただきます。

国際機関、海外の状況でございますが、JMPRにおいて毒性評価はなされておらず、国際基準は設定されておられません。諸外国では、米国、カナダ、欧州、豪州及びニュージーランドにおいて、基準値は設定されておられません。

食品安全委員会では、これまで2回評価をいただいております、ADIは0.0052 mg/kg 体重/日と設定されております。

続きまして、4品目めでございます。農薬「フェンメゾジチアズ」でございます。本件は、農林水産省から農薬取締法に基づく新規登録申請などによる残留基準値設定の要請がなされていることから、食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途は殺虫剤です。日本において農薬登録がなされておらず、今回、稲への新規登録申請がなされております。

国際機関、海外の状況でございますが、JMPRにおいて、毒性評価はなされておらず、国際基準は設定されておられません。諸外国では、米国、カナダ、欧州、豪州及びニュージーランドにおいて、基準値は設定されておられません。

食品安全委員会の評価は、今回が初回となります。

続きまして、5品目めでございます。農薬「フロリルピコキサミド」でございます。本件は、農林水産省から農薬取締法に基づく新規登録申請による残留基準値設定の要請がなされていることから、食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途は殺菌剤でございます。日本におきまして、農薬登録はなされておらず、今回、て

んさい、ミニトマトなどへの新規登録申請がなされております。

国際機関、海外の状況ですが、JMPRでは毒性評価がなされており、国際基準では、バナナ、ぶどうなどに設定がされております。諸外国では、米国で大麦、小麦、カナダでてんさい、豆類などに基準値が設定されております。

こちらも、食品安全委員会の評価は今回が初回となります。

最後のページになりますが、別添2には、前回の評価時点から追加データの状況をお示ししております。インダノファン、トルクロホスメチル、フェントラザミドについては、再評価に係る資料を提出させていただいております。

説明は以上になります。どうぞよろしくお願いいたします。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

まず、農薬「インダノファン」、「トルクロホスメチル」及び「フェントラザミド」につきましては、農林水産省及び消費者庁から御説明のありましたとおり、農薬取締法に基づく再評価に係る評価要請であり、農薬の再評価制度の趣旨を踏まえ、最新の科学的知見に照らして改めて評価を行い、食品の安全性を確保する必要があると考えられますので、農薬に関する専門調査会において審議するということがいかがでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、農薬「インダノファン」、「トルクロホスメチル」及び「フェントラザミド」については、農薬に関する専門調査会において審議することとし、農薬第一専門調査会から農薬第五専門調査会までのいずれの専門調査会で調査審議するかについては、後日、私が指定し、指定次第、速やかに本委員会において報告させていただきます。

また、農薬「フェンメゾジチアズ」については、農薬第二専門調査会において、「フロリルピコキサミド」については、農薬第四専門調査会において審議することといたします。

石岡課長、境室長、どうもありがとうございました。

(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

○山本委員長 次の議事に移ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について」です。

本件については、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

それでは、事務局から説明してください。

○ 濱岡評価情報分析官　それでは、お手元の資料2に基づきまして、御説明いたします。

右下のページで3ページの審議の経緯を御覧ください。本年7月の食品安全委員会において要請事項説明がなされ、その後、遺伝子組換え食品等専門調査会において御審議をいただき、本年8月26日の食品安全委員会において専門調査会の審議結果を報告しております。その後、8月27日から9月25日まで意見・情報の募集を行ったものです。

5ページの評価対象食品の概要を御覧ください。本系統は、チョウ目害虫抵抗性の形質が付与された「鱗翅目害虫抵抗性ワタ15985系統」及び非遺伝子組換えワタDP393を親系統として、これらを従来の手法で掛け合わせて作出されたものです。組換えDNA技術により作出された15985系統が持つ2つの導入遺伝子領域のうち的一方が遺伝的分離により除かれ、もう一方が維持された品種です。なお、15985系統については安全性審査の手続を経た旨が公表されており、人の健康を損なうおそれはないと判断されています。

食品健康影響評価結果ですが、6ページを御覧ください。ワタMON15947については、「遺伝子組換え食品（種子植物）に関する食品健康影響評価指針」別添の「食品健康影響評価済みの遺伝子組換え植物を掛け合わせた品種の食品健康影響評価に関する事項」に基づき、改めて安全性の確認を必要とするものではないと判断したとしております。

意見・情報の募集結果については、7ページに参考として添付しております。期間中1件の意見がありました。

その意見の内容ですが、似ているから大丈夫という話にはならない。消費者がそれと分かるように表示することという趣旨のものでした。

これに対する専門調査会の回答ですが、本系統は、遺伝子組換え食品として安全性審査の手続を経た旨が公表されたワタと非遺伝子組換えワタを掛け合わせた品種であり、導入された遺伝子によって産生されるタンパク質は植物の代謝経路に影響を及ぼさず互いに影響し合わないこと、掛け合わせ品種は亜種レベル以上の交配でないこと及び摂取量・食用部位・加工法等に変更はないことを確認した結果、改めて安全性の確認を必要とするものではないとの結論に至ったものとしております。

本件については、専門調査会の結論を変更することなく、関係機関に通知をしたいと考えております。

説明は以上でございます。

○ 山本委員長　ありがとうございました。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち「チョウ目害虫抵抗性ワタMON15947系統」については、「食品健康影響評価済み

の遺伝子組換え植物を掛け合わせた品種の食品健康影響評価に関する事項」（「遺伝子組換え食品（種子植物）に関する食品健康影響評価指針」別添）に基づき、改めて安全性の確認を必要とするものではないと判断したということによろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○山本委員長 ありがとうございます。

（3）その他

○山本委員長 本日は、その他として、私から、農薬1品目「メタミトロン」を調査審議する専門調査会の指定につきまして、御報告いたします。

この農薬については、本年8月5日の食品安全委員会第994回会合にて、農林水産省及び消費者庁から再評価に係る評価要請の説明がされた際に、農薬第一専門調査会から農薬第五専門調査会のいずれの専門調査会で調査審議するかについて、後日、私が指定し、報告することとしていたものです。

農薬「メタミトロン」につきましては、農薬第五専門調査会において調査審議するよう指定しましたので、御報告いたします。

ほかに議事はありますか。

○藤田総務課長 令和7年7月から9月までの四半期における食品安全委員会の運営実績につきまして、資料3のとおり取りまとめておりますので、御報告申し上げます。

以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

次回の委員会会合は、来週、11月4日火曜日14時から開催を予定しております。

また、31日金曜日10時から「農薬第四専門調査会」が、14時30分から「肥料・飼料等専門調査会」が、それぞれ開催される予定となっております。

以上をもちまして、第1001回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

どうもありがとうございました。